

## 「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進に向けて

2014年2月1日より適用開始されている「経営者保証に関するガイドライン」。経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や事業再生などを促進するためのものである。

目的としたものですが、具体的にはどのような特長があり、どのように活用されているのでしょうか。本ガイドラインを作成した「経営者保証に関するガイドライン」

座長の小林信明氏と、本カイトラインの普及に努める金融庁監督局総務課監督調査室長の川上敏寛氏にお話を伺いました。また、MJS税理システム研究所客員研究員の杉田利雄氏に、現場への聞き取り調査の結果などをご寄稿いただきました。

インタビュー①  
経営者保証に関するガイドライン研究会座長  
長島・大野・常松法律事務所弁護士  
小林 信明 様

経営者保証に依存しない  
融資の促進を目指す

中小企業の経営者による個人  
保証（以下、経営者保証）には  
経営への規律付けや信用補完と

(融資契約時) と出口 (債務整

理時）においていくつかの弊害も生じています。具体的には入口による、ては「開業義務」が低

「人口においては「開業意欲が低減する」「後継者の承継意欲が低減する」、出口においては「事業再生や債務整理の決断を遲らせる」といったことが挙げられ

れています。①法人と経営者と  
ます。

方には周知ならびに指導をお願いできればと思います。

## 金融機関と経営者保証に関する

た①～③による経営の透明性確  
保の前提が整つていれば、経営

していくのが一番だと思われます。また、多くの経営者はガイドラインの存在そのものを知らないと思われますので、皆さまには周知ならびに指導をお願

行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明することとする」とされており、企業は融資を受けている間でも

た①～③による経営の透明性確  
かに丁寧に、対象債権者に対し  
て説明を行う」と記載されてい  
ます。無論、この場合も先述し

の関係の明確な区分・分離②財務基盤の強化③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保の3つがそれです。②の財務基盤に関する

A portrait of a middle-aged man with dark hair and glasses, wearing a pinstripe suit and a dark tie with a small pattern. He is seated at a table, looking slightly to his left.

## 経営者保証に関するガイドラインにおける 「主たる債務者及び保証人における対応」

## ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離

主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付等をいう。)を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家(公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。)による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

### ②財務基盤の強化

経営者保証は主たる債務者の信用力を補完する手段のひとつとして機能している一面があるが、経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する。

③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

主たる債務者は、資産負債の状況(経営者のものを含む。)、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。なお、開示情報の信頼性の向上の観点から、外部専門家による情報の検証を行い、その検証結果と合わせた開示が望ましい。また、開示・説明した後に、事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的に報告するなど適時適切な情報開示に努める。

者が事業承継を検討している場合は「ガイドラインに則って経営者保証の見直しを図りたい」と金融機関に伝えると効果的だと思います。

ここまででは融資の入口に関する経営者保証の見直しについて解説してきましたが、次に出口に関して紹介したいと思います。先述したように経営者保証

では「事業再生や債務整理の決断を遅らせる」ことがないよう、ガイドラインでは「保証債務の履行基準（残存資産の範囲）」に関するても指針を示しています。具体的には①多額の経営者保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討する②保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則と

して免除することなどが盛り込まれています。出口の場合、利害関係が複雑になるので、まことにほど多くの事例は上がっていますが、誠実に経営に取り組み、財務や個人資産を適切に公表した経営者は十分な存資産を受け取ることができるようにです。

ただし、地方公共団体が損失補償をしている制度融資の場合には注意が必要です。その場合は議会承認が必要となり、時間がかかることが多いですが、そこで、最近では首長

税理士に望むのは  
顧問先への周知と指導

承認による決裁でも可能とする条例を制定することで、この問題を解決するケースが増えていくようです。こうした課題については、これからも次々に改善策を見出し、公表していくことを考えております。

### 税理士に望むのは 顧問先への周知と指導

このガイドラインができるとことで、経営者保証のあり方は少しきく変化しました。経営者にとって必ず背負わなければならぬ重荷だったものが、場合によつては、

つては背負う必要がなくなるわけです。もちろん、経営者保証のおかげで金融機関がスピードイーに動けるという側面もあるので、すべての経営者保証をなくすこととはできませんが、経営者と金融機関が対話する余地が生まれたのは大きな進歩ではないでしょうか。さらに対話を通じて互いの状況をより的確に把握することができれば、企業と金融機関はより深い信頼関係で結ばれるようになり、仮に企業が窮地に立たされるようなことがあつたとしても、金融機関が

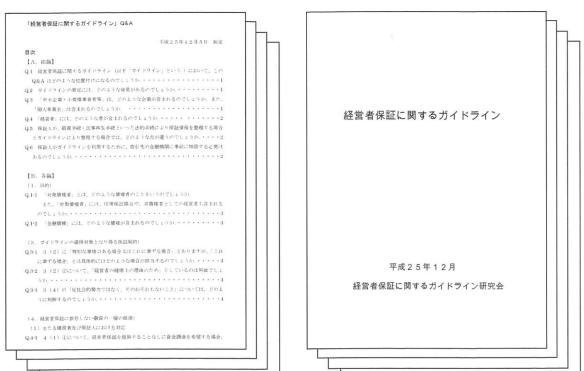
右:『経営者保証に関するガイドライン』

左:『経営者保証に関するガイドライン』に関するQ&A

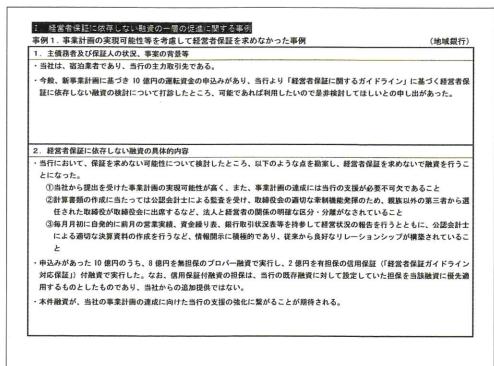
左・経営者保護に関する方針ドットコムに関する  
両資料は下記より閲覧・ダウンロードできます

問資料は上記より閲覧 タブロードで可  
日本商工会議所ホームページ：<http://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>  
全国銀行協会ホームページ：<http://www.zenpinkyoo.or.jp/adr/sme/index.html>

しかし、いかにこのガイドラインが経営者にとって有用なものであっても、経営者や後継者がこの制度のことを知らなければ意味がありません。また、知つていたとしてもガイドラインに則つた経営や財務報告をしていなければ、ガイドラインを活用することはできません。税理士の方には是非とも顧問先企業への周知ならびに指導をお願いしたいと思います。



## 川上 敏寛 様



「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集  
資料は下記より閲覧・ダウンロードできます

金融庁ホームページ:  
[http://www.fsa.go.jp/status/hoshou\\_jirei/index.html](http://www.fsa.go.jp/status/hoshou_jirei/index.html)

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集  
資料は下記より閲覧・ダウンロードできます  
金融庁ホームページ:  
[http://www.fsa.go.jp/status/hoshou\\_jirei/index.html](http://www.fsa.go.jp/status/hoshou_jirei/index.html)

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集  
資料は下記より閲覧・ダウンロードできます  
金融庁ホームページ:  
[http://www.fsa.go.jp/status/hoshou\\_jirei/index.html](http://www.fsa.go.jp/status/hoshou_jirei/index.html)

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集  
資料は下記より閲覧・ダウンロードできます  
金融庁ホームページ:  
[http://www.fsa.go.jp/status/hoshou\\_jirei/index.html](http://www.fsa.go.jp/status/hoshou_jirei/index.html)

「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始に合わせて、金融庁では「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」として、「金融検査マニュアル」を一部改正しました。例えば監督指針に関しては「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等」という新たな評価項目を設け、経営者保証への対応方針の明確化、ガイドラインに基づく対応を適切に実施しました。

併せて、各地で金融機関や中小企業に向けた説明会も開催しました。そして、全国の金融機関から実際の活用事例をご報告いたしました。そして、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集」の制作やQ&Aの改訂

「経営者保証に関するガイドライン」の運用を機に金融機関の意識が変化

金融機関からの話や、各地の説明会での声を聞いたりして感じるのは、金融機関の意識が変わりつつあるということです。独自のチェックシートを作成するなどして、ガイドラインの徹底に力を入れている金融機関もあります。経営者の方からも「金融機関がきちんと説明してくれて、保証を外すことができた」といった声を頂戴

することが増えてきました。ですが、一方で「ガイドラインのことを知らない」「ガイドラインのことは知っていたが、自分はそもそも対象とならないのではないか」といった声を耳にします。企業側から経営者保証の見直しを金融機関に持ち掛けにくいという面もあるので、金融機関側から企業に情報提供や提案がなされることが重要と考えています。税理士の皆さま方も顧問先企業にガイドラインの活用をアドバイスするなど、ガイドラインの活用促進に貢献いただきたいと思います。

「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始に合わせて、金融庁では「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」として、「金融検査マニュアル」を一部改正しました。例えば監督指針に関しては「経営者保証に関するガイド

契約、ABL(動産・売掛金担保融資)など」のメニューの充実を盛り込んでいます。

更新する際には事例を追加していくので、今後、参考事例集を参考事例集では、入口に関し停止条件または解除条件付保証契約や解除保証の機能を代替する融資手法停止条件付保証契約、ABLを活用した事例などが紹介されています。出口に関しては、最近は様々な活用事例が集まってきており、今後、参考事例集を

参考事例集では、入口に関しては停止条件付保証契約や解除条件付保証契約、ABLを活用した事例などが紹介されています。出口に関しては、最近は様々な活用事例が集まってきており、今後、参考事例集を

参考事例集では、入口に関しては停止条件付保証契約や解除条件付保証契約、ABLを活用した事例などが紹介されています。出口に関しては、最近は様々な活用事例が集まってきており、今後、参考事例集を

参考事例集では、入口に関しては停止条件付保証契約や解除条件付保証契約、ABLを活用した事例などが紹介されています。出口に関しては、最近は様々な活用事例が集まってきており、今後、参考事例集を



杉田 利雄 様

経営者保証に関するガイドラインが2014年2月より運用開始され1年が経過しました。本ガイドラインの中核課題は、①経営者保証に依存しない融資、②保証債務の整理に係る基準とその運用、でした。これにより、地域金融機関によるバンキング機能が発揮され、事業再生や事業承継、新規事業の創設などの進展が期待されました。

本ガイドラインは法律ではありませんが、経済産業省や金融庁の支援の下に、全国銀行協会はじめ全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、日本貸金業協会などの金融機関団体の同意を得て策定されました。ではこのガイドラインの理念や構想は、この1年でどのように進展したのでしょうか。

### 「まばらな対応」「聞き取り調査等では

①当行は從来からガイドラインに則している  
これは、昨年の事業再生実務

家協会のシンポジウムにおいての大手地銀の役員の発言です。「経営者保証に関するガイドラインの課題と展望」と題したパネルディスカッションにおいて、「当行は地銀として、破たん企業の経営者に一定の資産を残すなど、状況に応じて本ガイドライン同様の運用をしてきた。これからも変わらない」と発言しています。

②個人保証に依らない融資の基準を明確にしているが、利用者は少ない  
あるセミナーで日本政策金融公庫の国民生活事業と中小企業事業それぞれの担当者が「金利上乗せ（0・3%程度）があり、利用者は少ない」と発言しています。このように現場の対応はまちまちですが、筆者が知人の経営者に話を聞いたところ、事業承継を機に元社長の連帯保証を外せた、類似で兄弟の連帯保証を外せた、といったケースが増えてきているようです。この解除が普及すると、事業承継がより円滑に行われるようになることが期待できます。

が利用する都内の信用金庫の資窓口担当者に尋ねたところ、表記の返答がありました。なたが、今年に入り再確認すると「経営者保証を外す3条件が壁で実績はない」とのことです。

④経営者保証に依らない融資の事例はほとんどないでしょ  
現在、融資や財務の経営コンサルティングを行う知人に尋ねたところ、このような返答でした。前項のある信金の話をしても「資金ニーズのある経営者は、個人保証をしてでも少しでも多く融資を受けたいのが常で、本ガイドラインが話題になることも少ない」といいます。

事例集には、①経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19事例）、②適切な保証金額の設定（4事例）、③既存の保証契約の適切な見直し（7事例）、④保証債務の整理（5事例）の事例集を、顧問先に本ガイドラインが適用となるかを選定する際の参考にしたいものです。

また、昨年5月に中小企業庁より「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証手順も把握しておくべき」という手順も把握しておいておりました。なたが、今年度にわたって事例を公表しました。以下、金融庁のコメントです。

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことを重要である（中略）金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表することとしたしました。（以下略）

すがた としお 杉田 利雄 氏  
会計システムを扱う企業でシステム・コンサルティング・グループ・マネジャー、情報センター長に従事した後、1989年にマネジメントとマーケティングのコンサルティングを手掛ける株式会社エム・エム・プランを創業。2006年には各地の弁護士、税理士と協力し、株式会社経営財務支援協会（BFCA）を創業し、代表取締役に就任。JSK事業再生研究会を補佐する。

